

# 天理市公募型プロポーザル等検討委員会

## 報 告 書

平成28年9月

天理市公募型プロポーザル等検討委員会

## 目 次

	Page
<b>I 本委員会設置の経緯及び概要</b>	
1. 事案の経緯	1
2. 設置の目的	1
3. 委員構成	2
4. 審議日程・概要	2
<b>II 審議内容</b>	
1. 業者選定手続等について	3
(1) 選定基準及び採点について	
(2) 財務書類等の提出書類の確認について	
(3) 民有地を二期工事提案に含めていることについて	
2. 公募型プロポーザルのあり方について	4
(1) 選定委員、審査及び評価について	
(2) 情報の公表について	
3. 当該事業の継続の妥当性について	5
<b>III まとめ</b>	
1. 今後の公募型プロポーザルのあり方について	7
(1) 選定委員について	
(2) 選定基準について	
(3) 提案書類の受付体制について	
(4) 審査について	
(5) 情報の公表について	
2. 今後の当該事業の継続の妥当性について	8
3. おわりに	9
<b>IV 資料</b>	
1. 経緯一覧表	10
2. 設置要綱	13

# I 本委員会設置の経緯及び概要

## 1. 事案の経緯

平成2年度から平成10年度にかけて福住工業団地造成事業（グリーンテクノ福住）の事業用地として用地買収（43ha）をした土地がその後、景気の低迷などにより企業の進出意欲が後退し、工業団地としての利用は難しくなった。

平成25年5月、長年の間活用することができなかった山林の有効活用策として大規模太陽光発電所（メガソーラー）の誘致を決め、同年7月、公募型プロポーザル方式で企画提案事業者の募集を行い、同年8月、選定を行い、最優秀提案者に一般社団法人メガソーラー・ジャパン、グリーンパワーキャピタル社及びワースルソーラー社の連合体（以下「メガソーラー・ジャパン連合体」という。）が選ばれた。その後、ワースルソーラー社が会社更生法の適用を受けたことにより、最優秀提案者から他事業者であるKクリーンエナジー奈良株式会社に事業の承継が行われ、同社により現在事業が進んでいるところである。

平成28年8月3日、メガソーラー事業をめぐる、事業者選定において入札情報が漏洩した疑いがあるとして大阪地方検察庁の捜査があった。

このような経緯の中、下記の目的をもって平成28年8月9日、本委員会を設置した。

## 2. 設置の目的

- ・ 今般の不正疑惑について、大阪地方検察庁の司法調査に全面的に協力しつつ、市行政として業者選定手続等を調査し、そのあり方を検討する。
- ・ あり方の検討結果を踏まえ、今後の公募型プロポーザルのあり方も含め、実施方式を明確にする。
- ・ 司法調査に協力しつつ、その進捗状況や公募型プロポーザルに関する検討結果を踏まえ、今後の当該事業の継続の妥当性についても評価する。

### 3. 委員構成

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属
川 崎 祥 記 ※	弁護士
島 田 武 彦	区長連合会会長
戸 田 衛	入札監視委員会委員
並 河 健	市行政責任者
西 育 良	公認会計士

※ 委員長

### 4. 審議日程・概要

	日 程	概 要
第1回	平成28年8月12日（金）	・ 検討委員会設置の趣旨説明 ・ 今後の審議の進め方について
第2回	平成28年8月30日（火）	・ 公募型プロポーザル等の検証等について
第3回	平成28年9月16日（金）	・ 天理市公募型プロポーザル等検討委員会報告書（案）の作成
第4回	平成28年9月23日（金）	・ 天理市公募型プロポーザル等検討委員会報告書の採択

## Ⅱ 審議内容

### 1. 業者選定手続等について

#### (1) 選定基準及び採点について

- ・配点について、当初は福住工業団地造成事業（グリーンテクノ福住）の事業用地として取得した土地を、長年の間活用することができなかつた中で、市の財政負担を軽減する本件プロポーザルの政策目的に照らし活用するため、大きな係数が価格に関する項目に対して付けられていた。一方、その配点は全体の13.33%であり、価格のみをもって最優秀提案者を決定付ける配点ではなく、その他事業者の財務状況や実施体制等を総合的に判断したもので、それぞれの係数について不合理な点は見られなかつた。また、採点について、賃貸借料の提示価格が応募2社間で1.72倍と大きく差がある中で、価格差を考慮した評価が行われたこと自体、不合理であると言えない。全体として遡及的に公募決定を否定しなければならないほどの不合理な点は見られなかつた。
- ・他方提案者については、コンサルティング会社（主に企画、提案する会社）が中心の連合体の会社と自社で事業を実施する会社と比較する場合、会社の事業形態が違うのであるから、選定基準も工夫、考慮するのが妥当であり、また、選定基準を維持するならば、一般社団法人メガソーラー・ジャパンとの連合体であるドイツのワースルソーラー社とアメリカのグリーンパワーキャピタル社も正式な出資按分や合意書をとった上で、1つの事業体としてみなせる状態にして評価するのが妥当であつた。
- ・当初8社から事前の応募登録があり、その経緯の確認を行ったが、事業者側から辞退届の提出があつたものであり、それ自体に不合理な点はなかつた。

#### (2) 財務書類等の提出書類の確認について

- ・メガソーラージャパン連合体の事業実施の可能性について、合意事項

や出資に関して、より綿密に確認すべきであった。アメリカのグリーンパワーキャピタル社の財務諸表が、当初提出されるべき書類が不備であったこと、にもかかわらず代替の書類で足りるとした意思決定のプロセスが不明瞭であること、さらに、ドイツのワーソルソーラー社の財務諸表において売掛金が100億円あったことを鑑みれば、その後会社更生法の対象となり得たことについても事前に把握できた可能性があった。

また、これら財務会計上の点を専門的視点から評価する外部有識者等が参加しておらず、体制が十分に採られていたとは言えない。

- ・メガソーラー・ジャパン連合体の収支計画について、電力量と地代以外の経費に関する資料を提出させる必要があり、海外企業の提案書の中に原文のままの資料があることについて、原則は日本語で作成された資料を提出させるべきであった。

### (3) 民有地を二期工事提案に含めていることについて

- ・民有地を二期工事提案に含めていることについて、提案の概要に関西一を誇る大規模発電と記載されており、その時点で確保されていない民有地を地元の経済効果という点で評価対象とし、それが採点に仮にプラスに働いていたとすれば、本件の審査過程としては適切であるとは言えず、実現可能性等について検証すべきであった。

上記(1)から(3)までの課題があるにしても、選定手続は実施基準に基づき選定委員により適正に行われており、事業承継を受けた善意の第三者が事業を引き続き実施している状況に照らし、遡及的に契約全体を解除する等を要するほどの瑕疵があるとまでは言えない。

## 2. 公募型プロポーザルのあり方について

### (1) 選定委員、審査及び評価について

- ・選定委員について、公平性、客観性を担保するため、外部有識者の参加を得ることが妥当である。特に、応募者の経営内容、財務体質を調

査することが事業の性質上重要と言えるプロポーザルの場合は、専門的な見識を有する外部委員を含めた委員構成をする必要がある。

- ・審査、評価について、コンサルティング会社については、コンサルティング会社と事業を実施する会社との合意内容の確認や、事業を実施する会社にもプレゼンテーションへの出席を求めるなど、実施体制を検証する必要がある。

選定委員によって大きく点数差がついている場合の採点については、合計点の単純比較でなく、今後どのように公募型プロポーザルの中で審査、評価していくかルール化していく必要がある。

- ・採点の係数についても、選定委員にあらかじめ不合理な点がないか等を確認する必要がある。

## (2) 情報の公表について

- ・当時、ホームページで合計点数だけでなく、採点表や提案書を公表していれば、採点の価格の部分が全体の13.33%、価格差が1.72倍などが明らかになり、報道の内容や市民の受け止め方も変わっていたと思われる。この点は、市民に不必要な疑念を持たれることがないように、平成25年10月以降の案件、例えば天理市トレイルセンターの指定管理者公募（平成28年5月実施）では、市ホームページにて、採点表を含めた形で係数配分及び点数を公表し、最終提案者の提案書も公表をしており、改善されている。

## 3. 当該事業の継続の妥当性について

- ・最優秀提案者の選考後、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた後、事業の承継が行われたが、被認定者の地位も含めKクリーンエナジー奈良株式会社が受け継いでいる。また、Kクリーンエナジー奈良株式会社と関西電力株式会社との間で電力受給契約の締結が済んでいる段階であり、これらに基づいた事業が進んでいる。
- ・事業の承継について、天理市から3つの条件として提案内容の重要部分に係る変更を認めないこと、事業主体として事業実施能力及び信頼性を

有する日本企業であること、期限内に賃貸借契約できることを課して、事業の承継を許可し、市議会に対しても遅滞なく報告を行っている。

- ・ 現在締結している事業者との賃貸借契約を、事業承継を受けた過程で善意の第三者であることを否定するような新たな事実がない限り、今から遡って解除するとなるならば、事業者から損害賠償請求等をされる可能性もあり、市にとっては経済的に非常に困難な状態を来たすおそれがある。
- ・ 募集要項上は、地位の移転を否定するような趣旨は記載されておらず、事業を譲渡するという行為自体は適法な一般的商行為である。また、市にとって経済的にも、施設の管理運営が安定的に遂行されるような形で事業譲渡を認めることは、行政の裁量の範疇であり、実質的に適正に公募において最優秀提案に採択された事業が行われるかどうか重要である。よって、市にとって経済的損害はない中で、その裁量に基づく承認の判断は妥当である。



### Ⅲ まとめ

#### 1. 今後の公募型プロポーザルのあり方について

これまでの審議を通じて、選定委員に市の職員以外の専門的知見を有した第三者も入れた形で十分に精査すべきであったことや、提案書類の確認等について課題があったことも事実である。

しかしながら、当時の業者選定手続を今から遡及的に否定しなければならないほどの不合理な点はなかったと評価できるものである。

今後の公募型プロポーザルにおいては、以下の方策を実施することを提言する。

##### (1) 選定委員について

- ・選定委員は、選定基準等に基づき提出された提案やプレゼンテーションの内容を公正かつ慎重に審査する必要があり、市職員以外の外部委員を主とした構成とする。特に、応募者の経営内容、財務体質も調査することが必要な事案については、法律、会計、経営分野などの専門的な見識を有する外部委員を含めた委員構成にするものとする。
- ・選定委員と提案者との間に利害関係が生じたり、提案者から選定委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、委員名については選定後の公表とする。
- ・選定委員と提案者との間の接触又は利害関係等の有無について、選定委員会の審査開始前に確認することとする。

##### (2) 選定基準について

- ・選定基準については、業務を的確に評価できる評価項目を設定し、提案された内容を評価項目に則って適正に審査するため、選定委員に十分説明し、あらかじめ確認を受けるものとする。

##### (3) 提案書類の受付体制について

- ・提案書類の受付について、確認すべき一覧表を作成しチェックするこ

とや、複数の職員による受付の実施など、その体制の強化を図る。

(4) 審査について

- ・提案に金額の提示を求めている場合には、企画・技術提案部分と価格提案部分をそれぞれ異なる項目として明確に評価表に位置付け、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、選定が恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのないようにする。
- ・審査において、事業形態が異なる会社からの提案の比較方法や、採点が選定委員によって大きく差が生まれた場合の判断等について、選定委員会で十分協議し、審査するものとする。

(5) 情報の公表について

- ・透明性の確保の観点から、選定終了後には速やかに市ホームページ等で、採点表を含めた形で係数配分及び点数を公表し、最終提案者の提案書も公表するものとする。

## 2. 今後の当該事業の継続の妥当性について

事業者が承継している点について、一般商行為として事業譲渡というものがあつた中で、募集要項上は、地位の移転を否定する趣旨は記載されておらず、土地賃貸料やその他企画提案の重要部分に係る変更がないことなど、事業者が承継したことにより市に経済的な損失があつたとは見受けられない。

また、市にとって施設の管理運営が安定的に遂行されるような形で事業譲渡を認めることは、行政の裁量の範疇であり、実質的に適正に公募において最優秀提案に採択された事業が行われるかどうか重要である。

仮に、現在締結している事業者との賃貸借契約を、事業承継を受けた善意の第三者であることを否定するような新たな事実がない限り、今から遡って解除するとなるならば、事業者から損害賠償請求等をされる可能性もあり、市にとっては経済的に非常に困難な状態を来すおそれがあると考えられる。

以上のとおり現在行われているメガソーラー事業の継続を否定しなけれ

ばならないほどの瑕疵は見られなかったと結論する。

### 3. おわりに

今後の公募型プロポーザルの実施については、今回の事案における課題に関し改善を図り、委員会の提言を反映させた運用をすることで、公平性及び透明性を確保し、もって市民の信頼を回復することを念願し、本委員会の報告とする。

## IV 資料

### 1. 経緯一覧表

日付	内 容
H25. 5. 30	メガソーラー発電事業者に対するグリーンテクノ福住事業用地の有償貸付事業に着手することを決定
H25. 6. 25	天理市メガソーラー施設設置事業に係る企画提案の募集を決定 (受付期間 7月26日から8月2日まで) ・天理市福住町所在の43haの市有地 ・公募型プロポーザル方式で事業者を選定(副市長を委員長とする市職員による企画提案選定委員会を設置)
H25. 7. 16	メガソーラー施設設置事業に係る現地説明会を実施 ・応募8社のうち7社が現地説明会に参加
H25. 8. 2	2社から企画提案書提出 ・クリーンエナジーファクトリー株式会社(北海道根室市) ・一般社団法人メガソーラー・ジャパン(大阪市)
H25. 8. 6	企画提案第1次審査 2社とも審査通過
H25. 8. 19	企画提案第2次審査 一般社団法人メガソーラー・ジャパンの提案を採用 連合体: グリーンパワーキャピタル社(アメリカ) ワーソルソーラー社(ドイツ)
H25. 9. 12	一般社団法人メガソーラー・ジャパンより天理市メガソーラー施設設置事業を実施する新会社設立の報告 ・設立: 平成25年9月11日 ・商号: 合同会社天理市ソーラーパーク1号
H25. 12. 2	一般社団法人メガソーラー・ジャパンが設立した事業会社「合同会社天理市ソーラーパーク1号」と、「天理市メガソーラー施設設置事業に関する基本協定」を締結
H26. 3. 5	一般社団法人メガソーラー・ジャパンが経済産業省から「再生可能エネルギー発電設備の認定」を受ける

H26. 5. 21	合同会社天理市ソーラーパーク 1 号から、発電施設を設置することとなっていたワースルソーラー社が会社更生法の手続に入り、事業撤退となり、事業者変更承認の申出がある
H26. 6. 2	天理市から合同会社天理市ソーラーパーク 1 号に対して、事業者変更の承認について下記の条件を提示 条件：1. 企画提案内容の変更は、新たな事業者の選定に伴い必要となる最低限度に止めること。土地賃借料や最終売電事業者に係る事項その他企画提案の重要部分に係る変更は認めない。2. 新たに選定する事業者は、当初の提案と同等若しくはそれ以上の事業実施能力及び信頼性を有すると認められる日本企業であること。3. 平成26年 8 月末までに土地賃貸借契約を締結することが可能であること。
H26. 7. 25	天理市ソーラーパーク 1 号から、Kクリーンエナジー奈良株式会社が発電施設の建設、最終売電事業者となり、すべての地位を移転する旨の報告があり、天理市として条件を確認の上、事業者変更を承認 ・ Kクリーンエナジー奈良株式会社　：出資率　オリックス株式会社70%、株式会社九電工30%
H26. 8. 29	Kクリーンエナジー奈良株式会社と「土地賃貸借契約」を締結
H26. 11. 11	関西電力株式会社がKクリーンエナジー奈良株式会社に電力系統への連結を承諾
H27. 2. 1	Kクリーンエナジー奈良株式会社との土地賃貸借契約に係る賃貸借期間の開始日（確定日）
H27. 2. 18	（仮称）天理市ソーラーパーク 1 号発電所の工事着工、現在、ソーラーパネルの設置を施工中
H27. 2. 20	関西電力株式会社とKクリーンエナジー奈良株式会社が電力供給契約を締結
H28. 8. 3	大阪地方検察庁により、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の疑い（いわゆる官製談合）で、市議会議員宅、天理市役所での捜索を実施

H28. 8. 9	今回の事案を受け、今後の公募型プロポーザルのあり方も含めた実施方式等の検討のため、天理市公募型プロポーザル等検討委員会を設置
H28. 8. 12	第1回天理市公募型プロポーザル等検討委員会
H28. 8. 30	第2回天理市公募型プロポーザル等検討委員会
H28. 9. 16	第3回天理市公募型プロポーザル等検討委員会
H28. 9. 23	第4回天理市公募型プロポーザル等検討委員会
H28. 9. 26	天理市公募型プロポーザル等検討委員会報告書の公表

## 天理市公募型プロポーザル等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市が実施する公募型プロポーザル方式による業者選定手続等についての調査並びに実施方式の明確化及びそのあり方の検討等を行うため、公募型プロポーザル等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 公募型プロポーザルに関する調査並びに実施方式の明確化及びそのあり方の検討
- (2) その他公募型プロポーザルに係る事業の実施に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。